

議第 4 号議案

新座市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正
する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 1 3 日提出

提出者	新座市議会議員	谷地田	庸子
賛成者	//	鈴木	芳宗
	//	伊藤	智砂子
	//	高邑	朋矢
	//	小野	大輔
	//	伊藤	信太郎
	//	池田	貞雄

提 案 理 由

議会の権限に属する事務に係る手続について、情報通信技術を利用した方法により行いたいので、この案を提出する。

新座市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

新座市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年新座市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第２項に規定する規程、<u>議会の規程</u>及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年埼玉県条例第６１号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年埼玉県条例第７１号）により本市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法律若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。 (4)～(11) 〔略〕 （情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表） 第９条 〔略〕 <u>（適用除外）</u>	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第２項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年埼玉県条例第６１号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年埼玉県条例第７１号）により本市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関<u>（議会を除く。）</u>若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法律若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。 (4)～(11) 〔略〕 （情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表） 第９条 〔略〕

<u>第 1 0 条 議会に関する条例等（議長が指定するものに限る。）の規定による手続等については、この条例の規定は、適用しない。</u>	
（委任） 第 1 1 条 〔略〕	（委任） 第 1 0 条 〔略〕

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。